

1 建設業安定化債務保証

概要

合併・協業化等の企業連携の強化は、経営改善策として必要かつ効果的であることから、その支援のため、合併・協業化等の企業連携の推進に必要な運転資金または、設備資金を事業協同組合等が構成員に転貸融資する場合に行う債務保証です。

下請セーフティネット債務保証と同様、保証料率・保証限度額の面で優遇されます。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/renkei.html>

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL：03-5473-4575

国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課

TEL：048-601-3151（代表）

2 下請セーフティネット債務保証

概要

下請セーフティネット債務保証事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と当振興基金の債務保証とを組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/saftynet.html>

制度の概要

- 国土交通省（旧建設省）が、平成 10 年 12 月に「建設業の経営改善に関する緊急対策」の中核事業として創設した事業。前払金制度と併せて公共工事等施工資金調達手段の「標準装備」となるべく、本制度の普及を目指している。
- 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものとして、債権譲渡を申請したことをもって、指名等で不利益な扱いをすることのないよう各発注者に対して指導されている。
- 公共工事代金を担保（事業協同組合等に債権譲渡）とした場合、事業協同組合等のリスクはほとんどなく、転貸融資を行うことができる。
- 事業協同組合等が金融機関からの借入れに当たり、当振興基金が債務保証を行うとともに、前払保証会社または勤労者退職金共済機構による協力預託制度（融資残高に対して 30%、普通預金又は 6 ヶ月定期）があり、極めて低い利率で資金調達できる。

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MTビル 2 号館

TEL：03-5473-4575

千葉県建設業協同組合連合会

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県建設業センター 6F

TEL：043-247-3239

国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課

TEL：048-601-3151（代）

3 地域建設業経営強化融資制度

概要

本融資制度は、政府の「安心実現のための総合対策」に基づき、建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化を推進することを目的として国土交通省が策定しました。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

制度の概要

- ・ 国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利により随時、資金化することができる制度。
- ・ 国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度。

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-1 2 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-4575

(株)建設経営サービス千葉営業所

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター6F

東日本建設業保証(株)千葉支店

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター6F

TEL：043-241-6101

国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課

TEL：048-601-3151(代表)

4 下請債権保全支援事業

概要

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面しており、平成21年度第2次補正予算において、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、「下請債権保全支援事業」が創設されました。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html

制度の概要

- ・下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払を保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全。
- ・下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担軽減のための助成を行うとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-1 2 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-4575

(株)建設経営サービス千葉営業所

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター6F

東日本建設業保証(株)千葉支店

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター6F

TEL：043-241-6101

国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課

TEL：048-601-3151 (代表)

5 IT活用促進資金

概要

「IT活用促進資金（企業活力強化貸付）」などの融資を通じて、情報化の推進の支援を行います。

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

利用できる方

情報化投資を行う方であって、次のいずれかに当てはまる方

1. 情報技術を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方
2. 他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
3. 企業内業務の情報技術の水準を取引先など企業外の情報技術の水準に合わせようとする方
4. 情報技術の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
5. 以上1から4までを組み合わせるなど、情報技術（IT）などを高度に活用する方
6. 中小企業等経営強化法第44条の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関
7. AIを活用して生産性の向上を図る方であって、AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方
8. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「認定開発供給計画」といいます。）の認定（変更認定を含みます。）を受けた方または同法第9条第1項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「認定導入計画」といいます。）の認定（変更認定を含みます。）を受けた方

資金の使いみち

1. 「ご利用いただける方」の1～5に該当する方
次に掲げる設備などを取得するために必要な設備資金およびリース運転資金など
 - (1) コンピュータ（ソフトウェアを含みます。）（注）
 - (2) 周辺装置（モデムなどの通信装置など）
 - (3) 端末装置（多機能情報端末など）
 - (4) 被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など）
 - (5) 関連設備（LANケーブルや電源設備など）
 - (6) 関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地）
2. 「ご利用いただける方」の6に該当する方が、中小企業等経営強化法第44条第2項に規定する情報処理支援業務を行うために必要な設備資金および運転資金
3. 「ご利用いただける方」の7に該当する方が、事業にAIを活用して生産性の向上を図るために必要な設備資金（土地にかかる資金を除きます。）および運転資金
4. 「ご利用いただける方」の8に該当する方が、認定開発供給計画または認定導入計画を実施するために必要とする設備資金（土地にかかる資金を除きます。）および運転資金
（注）コンピュータの取得については、他の設備と組み合わせて導入される場合または資金のお使いみち1の（1）から（6）までの設備と連携を図るために導入される場合に限りま。

問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫（略称：日本公庫） 千葉支店
〒260-0028 千葉市中央区新町1000（センシティタワー）
TEL：043-243-7121